

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	巡回連絡に関するファイル
行政機関等の名称	群馬県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>前橋警察署（駅前交番、住吉町交番、新前橋交番、なんきつ交番、大友町交番、前橋中央交番、関根駐在所、青梨子駐在所、大利根駐在所、小暮駐在所、田島駐在所）</p> <p>前橋東警察署（天川大島町交番、朝日町交番、西片貝町交番、駒形町交番、大胡交番、鳥取駐在所、鶴が谷駐在所、二之宮駐在所、鶴光路駐在所、上佐鳥駐在所、柏倉駐在所、苗ヶ島駐在所、女淵駐在所、月田駐在所）</p> <p>高崎警察署（問屋町交番、飯塚町交番、柳通り交番、高崎駅東交番、高崎駅西交番、片岡交番、高関町交番、倉賀野町交番、西島町交番、新町交番、吉井町交番、筑縄駐在所、中尾駐在所、山名駐在所、下滝駐在所、豊岡駐在所）</p> <p>高崎北警察署（群馬交番、榛名交番、署所在地、剣崎駐在所、北新波駐在所、三ノ倉駐在所、権田駐在所）</p> <p>藤岡警察署（藤岡交番、小野交番、美九里駐在所、緑埜駐在所、下日野駐在所、上野駐在所、鬼石駐在所、神流町駐在所）</p> <p>富岡警察署（富岡中央交番、下仁田交番、中高瀬駐在所、南後箇駐在所、小野駐在所、南蛇井駐在所、上丹生駐在所、妙義駐在所、小幡駐在所、福島駐在所、金井駐在所、馬山駐在所、小坂駐在所）</p> <p>安中警察署（安中交番、松井田交番、鷺宮駐在所、秋間駐在所、中後閑駐在所、磯部駐在所、新井駐在所、横川駐在所、二軒在家駐在所）</p> <p>伊勢崎警察署（駅前交番、宮前町交番、いせさき大橋交番、八斗島町交番、玉村町交番、あずま交番、みやこ交番、境交番、波志江駐在所、宮郷駐在所、堀口駐在所、馬見塚駐在所、下触駐在所、西久保駐在所、下武士駐在所、伊与久駐在所、下淵名駐在所、平塚駐在所）</p> <p>太田警察署（駅前交番、東長岡町交番、太田中央交番、宝泉交番、高林交番、尾島交番、新田交番、藪塚本町交番、鳥山駐在所、龍舞駐在所、強戸駐在所、只上駐在所、丸山駐在所）</p> <p>大泉警察署（いずみ交番、西小泉駅前交番、赤岩駐在所、上五箇駐在所、篠塚駐在所、中野駐在所、石打駐在所）</p> <p>館林警察署（駅前交番、緑町交番、朝日野交番、近藤町交番、大島駐在所、日向駐在所、足次駐在所、板倉駐在所、明</p>

	<p style="text-align: center;">和駐在所)</p> <p>桐生警察署 (駅前交番、境野町交番、東交番、相生町交番、広沢町交番、笠懸町交番、赤城駅前交番、梅田駐在所、菱町駐在所、川内駐在所、浅原駐在所、水沼駐在所、新川駐在所、小林駐在所、花輪駐在所)</p> <p>渋川警察署 (駅前交番、有馬交番、伊香保町交番、吉岡町交番、吹屋交番、川島駐在所、小野上駐在所、榛東駐在所、津久田駐在所、三原田駐在所、北橋駐在所)</p> <p>沼田警察署 (倉内交番、駅前交番、水上交番、新治交番、月夜野交番、発知新田駐在所、川場駐在所、昭和駐在所、白沢駐在所、日影南郷駐在所、追貝駐在所、尾瀬駐在所)</p> <p>吾妻警察署 (中之条町交番、署所在地、小泉駐在所、岩下駐在所、大戸駐在所、箱島駐在所、大塚駐在所、五反田駐在所、高山駐在所、小雨駐在所、四万駐在所)</p> <p>長野原警察署 (草津町交番、孺恋交番、署所在地、北軽井沢駐在所、大前駐在所、田代駐在所)</p>
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため
記録項目	1 住所、2 本籍・国籍、3 非常時の連絡先、4 電話番号、5 氏名、6 生年月日、7 性別、8 職業等、9 名称、10 所在地、11 業種、12 従業員数、13 代表者
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先
記録情報の収集方法	巡回連絡
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 群馬県警察本部警務部広報広聴課 (所在地) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) <p style="text-align: center;">-----</p> 政令第21条第7項に該当するファイル

	□有 □無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	□該当 ■非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	